

第4章 火災の実態

4・1 火災統計

4・1・1 火災統計の意義

我が国では、毎年約4万件の火災が発生して貴重な人命が失われ、莫大な財貨が焼失している。これらの個々の火災事例における火災原因や拡大過程は多種多様ではあるが、今後の対策に活かすべき重要な情報を多数含んでいるはずである。したがって、火災による損害の軽減に役立てるために、多くの火災事例を統計的に解析し火災の実態や傾向を見極めることは、きわめて重要な意義を有している。また、もしある対策を実施した場合の効果を確かめようとする場合にも、火災統計データに基づいた統計的推定を利用することは一つの有効な方法であろう。

さらに、火災は単なる物理的な燃焼現象であるばかりでなく、多くの人為的要因や社会的要因も関係している災害事象であるため、火災実験など実験的方法のみでは解明できない要素があり、その面に対する研究方法としても火災事例や火災統計の解析は必要不可欠であるといえる。

(関澤 愛)

4・1・2 火災統計の現状

現在、我が国の火災統計として全国レベルで集められているものには、「火災報告」、「火災による死者の調査表」、「火災詳報」などがある。これらのうち、「火災報告」および「火災による死者の調査表」は、それぞれ火災1件および火災による死者1名ごとに作成されるものである。「火災詳報」は、火災損害が大規模となった場合や、特殊な出火原因、特殊な態様による火災など、特に重要な火災について消防庁長官が必要に応じて報告を求めた場合に作成されるものである。また、このほかにも国が行っている統計調査には、防火対象物実態調査、危険物施設調査、消防力現況調査など、火災に関連する消防防災に係わる年次統計がある。

我が国で、全国レベルの火災統計が実施されているのは、消防制度全般のことを規定した消防組織法に基づいており、「火災報告」などは、各市町村から各都道府県知事を経て、消防庁長官宛に報告が行われている。その内容は「火災報告等取扱要領¹⁾」に規定されており、そのなかの重要な点について述べると、以下のとおりである。

まず、「火災報告」の対象となる「火災」の定義は、「火災とは、人の意図に反して発生し若しくは拡大し、又は放火により発生して消火の必要がある燃焼現象であって、これを消火するために消火施設又はこれと同程度の効果のあるものの利用を必要とするもの、又は人の意図に反して発生し若しくは拡大した爆発現象をいう」として規定されている。もちろん、この火災の定義は、消防行政上からの定義、あるいは火災という災害の社会的性格を反映した定義ともいえるもので、必ずしも学術的な見地から厳密に定義されたものでないことは、理解しておく必要がある。実際、火災の定義は適切に表現しにくいものであり、例えば欧米では「公設の消防隊が出動したものの中から誤報やいたずらによるものを除いたものすべて」を火災件数として算定する方法を採用している国が多い。次に火災件数については、出